

第 4 期

かこがわ教育ビジョン

(加古川市教育振興基本計画)

素案（第 2 版） 2.0

令和 7 年〇月

加古川市教育委員会

目次

第1章 計画の基本的事項 1

- 1 策定の背景等 1
- 2 位置づけ 2
- 3 対象 2
- 4 計画期間 2

第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題 3

第3章 加古川市がめざす教育の姿 5

- 1 基本理念とめざすべき人間像 5
- 2 柱 6
- 3 計画体系図 ●
- 4 基本方針 ●
 - 各基本方針ページの見方 ●
- 〈柱〉未来を切り拓く力の育成
 - (1) 令和の時代に求められる資質・能力の育成 ●
 - (2) 教育 DX の推進 ●
 - (3) 健やかな体の育成 ●
 - (4) 遊びから学びにつなぐ就学前教育の充実 ●

〈柱〉 全ての人の可能性を引き出す教育の推進

- (5) 何歳からでも学び活躍できる生涯学習の充実 ●
- (6) 豊かな心の醸成 ●
- (7) 多様な教育的ニーズへの対応と包摂性のある教育の推進 ●
- (8) 全てのこどもが安心できる居場所づくり ●

〈柱〉 地域総がかりの教育の推進

- (9) 学校園・家庭・地域が協働する地域とともにある学びの充実 ●
- (10) 連続した学びを支える学校園連携ユニットの充実 ●
- (11) 家庭教育支援の充実 ●

〈柱〉 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

- (12) 教育を支える仕組みの確立 ●
- (13) 教職員の資質向上 ●
- (14) 安全・安心で魅力的な教育環境の整備 ●

資料編

- 1 策定経過 ●
- 2 関係規程 ●
- 3 用語解説(五十音順) ●

※ 本文中の用語で「*」印があるものは、資料編に解説があります。

第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景等

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、中長期的な視点による教育行政の指針となる方向性を示した計画として、平成 22 年4月に「加古川教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」を策定して以降、第2期（平成28年～令和2年度）を経て、現在は、第3期（令和3年～6年度）を迎えています。令和3年2月策定の「第3期かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第3期「かこがわ教育ビジョン」」という。）に基づき、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念に据え、3つのめざすべき具体的な人間像である「努力する人」「心あたたかい人」「行動する人」の実現に向け、学校園・家庭・地域が互いに信頼しあって連携・協力しながら、子供たちの学びや育ちを支え、生きる力を育む教育を推進してきました。

この間、少子高齢化による人口構造の更なる変化や、急速な技術革新による ICT の進化、グローバル化の進展などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。教育の在り方についても、こうした時代に応じた変革が求められています。

こうした中、国においては、令和5年6月に第4期「教育振興基本計画」が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を 2 大コンセプトとし、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう、今後の教育施策を講じていくことが必要であるとされています。

また、兵庫県においては、令和6年3月に第4期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定され、基本理念の「兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり」を基本としながら、第3期重点テーマ“『未来への道を切り拓く力』の育成”を継承しつつ、更なる教育の振興を図り“『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成”を重点テーマに、取組が進められています。

こうした背景や、第3期「かこがわ教育ビジョン」が令和6年度に終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証し、改めて本市の教育の方向や目標を定め、その実現に向けて今後5年間で講ずるべき施策を示した、第4期「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」（以下「第4期「かこがわ教育ビジョン」」という。）を策定するものです。

2 位置づけ

第4期「かがわ教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

国の第4期「教育振興基本計画」、県の第4期「ひょうご教育創造プラン」を参酌しつつ、「加古川市総合計画」の教育に関する分野の内容を踏まえて策定しています。

また、「(仮称)加古川市こども計画」などの関連計画とも整合性を保ちながら施策を推進していきます。

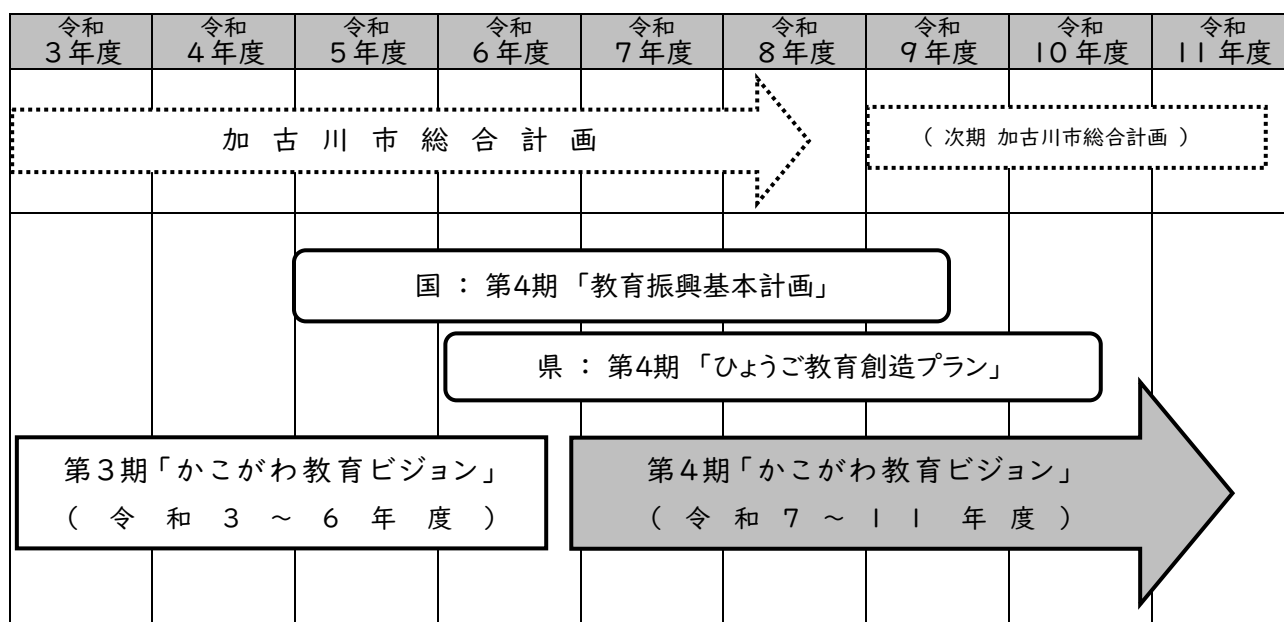
3 対象

生涯における人間の学びの場は、大きく学校園・家庭・地域の3つに分かれています。この3つの学びの場における教育が、有機的なつながりを持って進められていくことの重要性を踏まえて、市立の幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校における教育と、家庭や地域における教育を対象としています。

なお、計画の推進にあたっては、市内の県立、私立の教育・保育施設とも連携を図っていきます。

4 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



第2章 教育を取り巻く環境の変化と課題

教育を取り巻く環境は、第3期「かがわ教育ビジョン」の期間の4年間に大きく変化しました。今後、第4期「かがわ教育ビジョン」の期間においても更なる変化が予想される中で、それらに柔軟に対応しながら、本市の教育を着実に推進していく必要があります。

(1) 教育活動の制限、学びの継続の確保

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国の要請による一斉臨時休業措置が講じられ、学校園の教育活動に大きな影響が生じる状況となり、こどもたちの学びの保障や心のケアが課題となりました。
- 教育活動の制限は、こどもたちに広範かつ多面的な影響を与えました。この影響は今後も継続することが懸念されるため、継続した見守りや、更に顕在化してくる課題への対応が必要です。
- 新たな感染症の流行や自然災害など、今後、不測の事態に直面しても、感染リスクの低減だけでなく、感染者に対する差別や偏見の防止など、人権に十分配慮したうえで、こどもたちが学びを継続できる体制を整備する必要があります。

(2) 人口減少、少子高齢化の進行

- 全国的な傾向と同様、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、本市の総人口は、令和12(2030)年には約24.3万人に、令和22(2040)年には約21.8万人になると見込んでいます。
- このような中、社会の活力を維持・発展させるためには、こどもから高齢者まで一人一人が自らの個性や能力を発揮して、地域社会に参画し、貢献していくことが必要であり、文化や芸術、スポーツなどを通して、生涯にわたって学び続けることのできる機会の充実も求められています。
- また、少子化の進行により、学校における学級数や、1学級における児童生徒数が著しく減少している地域もあり、こどもの成長過程において互いに切磋琢磨する機会の減少や、人間関係の固定化などの様々な課題があります。
- 令和6年4月に、加古川市立義務教育学校「両荘みらい学園」が開校しました。義務教育9年間を見通した「4-3-2制」を導入し、こどもの発達段階やスムーズな接続に配慮した連続性・系統性ある教育課程の導入や、「英語科」「ふるさとみらい科」等の特色・魅力ある取組を展開しています。

(3) 技術革新の進展

- Society5.0と言われる超スマート社会の実現に向けて、人工知能(AI)やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的なデジタル化の飛躍的進展をもたらし、教育においても、GIGAスクール構想による1人1台端末等、ICT環境の整備が進展しました。

- 一方で、SNSを介したいじめや犯罪被害が社会問題化し、こどもの日常生活に多大な影響を及ぼしています。
- 今後、ICTの活用が日常化する社会においては、情報モラルや情報活用能力の育成を図るとともに、ICTを最大限に活用できる環境を整備し、教育DXを推進することが求められています。

(4) グローバル化の進展、国際情勢の不安定化

- 経済、人、情報や様々な文化、価値観が国境を越えて流動しており、加速度的にグローバル化が進展しています。
- グローバル化に伴い、貧困や紛争、感染症や環境問題など、地球規模で人類全体が共通して直面する課題が増加しています。
- このような中、こどもは、国際社会に生きる日本人としての自覚を持つことや、チャレンジ精神、コミュニケーション能力等の国際社会で主体的に活動するための力を身に付けることが求められています。
- また、自らの国や地域の伝統・文化への理解を深め、尊重するとともに、異なる文化や歴史をもつ人々と、互いに文化や習慣、価値観を尊重し合い、共に生きる心を育成することが必要です。

(5) 多様性と包摂性のある共生社会の実現

- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、性別、文化的・言語的背景、家庭環境等に関わらず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、社会的包摂の推進が求められています。
- 学校現場においても、不登校、特別な支援や配慮、医療的ケア、日本語指導、複合的な困難等、多様なニーズを有するこどもへの対応ができる体制を整備する必要があります。
- 多様性の尊重は、学校のみならず、社会全体で重視していくべきものであり、こどもだけでなく、大人も含めて、寛容で成熟した存在となることが重要です。

(6) 教職員の働き方改革

- 働き方改革関連法の成立により、労働環境の改善を図る取組が進んでおり、学校においても、教職員の業務が多岐多様に渡り、長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっています。
- 自らの人間性や創造性を高めるとともに、こどもと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動の実現につなげるなど、教育の質の向上を図るため、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化など、学校における働き方改革を加速度的に進めることが重要です。

第3章 加古川市がめざす教育の姿

Ⅰ 基本理念とめざすべき人間像

学校教育をはじめとした生涯学習全般を通じて、持続可能な社会を創るとともに、一人一人のウェルビーイングの向上につながるよう、本市の教育がめざす理念として、前計画を受け継ぎ、次の基本理念とします。

加古川市の教育の基本理念

ともに生きる ところ豊かな 人づくり

上記の基本理念を達成するため、「教育は人づくり」という視点に立ち、こどもが培うべき力を見据えた上で、めざすべき具体的な人間像を掲げます。

めざすべき具体的な人間像

学び続ける人

自ら生きる力を育み 生涯にわたり 夢や目標に向かって **学び続ける人**

生きる力（確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体））をバランスよく身に付け、生涯にわたって、夢や目標を持って学び続ける人

心あたたかい人

互いに支え合い 命を大切にする **心あたたかい人**

思いやりや寛容の心を持ち、様々な人々とともに生きる態度を身に付け、命と人権を大切にする人

行動する人

未来を切り拓こうと 自覚と責任を持ち 主体的に **行動する人**

公共の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて他者と協働し、自ら考え主体的に行動する人

2 柱

基本理念やめざすべき人間像を踏まえた、本市の教育の柱は、以下の4本に分類されます。

これら4本の柱は、本市がめざす人間像と、実際に展開される教育に関する施策や事業とを結び付け、本市の教育において総合的かつ計画的に取り組むべき基本方針の方向性を示すものです。

柱



未来を切り拓く力の育成

加古川市の未来を担うすべてのこどもの「生きる力」を育みます。



全ての人の可能性を引き出す教育の推進

一人一人が幸福感の高まりを感じられるよう、誰もが安心して学び続けることができる機会と環境づくりを進めます。



地域総がかりの教育の推進

学校園・家庭・地域、また校種間のつながりにより、こどもをはじめ多世代にわたる学びを支えます。



質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

教育に関わる全ての人にとって、安全・安心で魅力的な教育環境をめざします。